

## 学位論文審査体制、方法及び評価基準

### 博士課程における学位論文及び最終試験の審査体制と評価基準

博士の審査は、博士論文最終発表会での質疑応答の状況を踏まえ、博士論文審査委員会が評価を行う。具体的な審査体制、方法及び評価基準は以下の通りとする。

#### 審査体制

博士の審査は、各学生毎に構成される博士論文審査委員会が実施する。博士論文審査委員会は委員は4名または5名(原則として、指導教員委員会メンバー全員、外部審査委員1名及び博士課程委員会委員長(代理))とする。

#### 審査方法

すべての博士課程学生は、博士論文を提出した上で、博士論文発表会において、研究成果を発表し、その正当性、妥当性、学術的貢献度を公表、立証しなければならない。博士論文発表会は発表と質疑応答で構成する。発表は疑義を明確にする簡単な質問時間も含めて45分以内とする。全体で90分間とする。

審査は、発表会での質疑応答の状況を踏まえ、博士論文審査委員会が評価を行う。博士論文審査委員会委員全員が評価基準に基づき、5段階のいずれかの評価を行う。評価の中央値が5となった場合に合格とし、1となった場合に不合格とする。評価の中央値が5か1になるまで審査、評価、修正のプロセスを続ける。

#### 評価基準

本学博士課程において博士学位授与の対象となる提出論文は、以下の3つの諸基準を満たすものでなければならない。

- (a) Policy-relevancy ないし policy implication を有するものであること。
- (b) それぞれの学術分野の研究動向や先行研究を踏まえ、かつ、オリジナリティーを示すものであること。
- (c) 特定政策に関する優れた政策分析に立脚するものであるか、鮮明な問題意識に立脚したレトロスペクティブな歴史的研究ないしはケーススタディーとして深い洞察力を含むものであること。

上記基準を満たすためには、以下のいずれかを満たすことを必要要件とする。

- (a) 研究成果の一部が査読制を有する学術誌に掲載されたか、又は掲載が採択されていること。

(b) 研究成果がすでに商業出版(出版助成等による出版を含む)されたか、あるいは予定されていること。

(c) 上記(a)、(b)に相当すると認められる水準にあること。

#### 評価点と修正スケジュール

評価	修正
5: 微修正をもって評価基準を満たす	主指導教員(主査)に修正確認を一任
4: 評価基準を満たすには修正が必要である	修正稿受領後、1週間以内に再評価して結果を報告
3: 評価基準を満たすには大幅な修正が必要である	修正稿受領後、30日以内に再評価して結果を報告
2: 評価基準を満たす要大幅な修正が必要で、再度発表会の実施が必要である	修正稿を提出後、30日以降に発表会に出席することを求められる。以下、1回目の博士論文発表会と同じ手続きを踏む
1: 不合格 修正をしても評価基準は満たさないと判断	

そのほか論文提出、論文発表会及びその他審査にかかる手続き等については、「本学博士課程学生に対する研究指導、履修指導並びに博士審査等の概要」に記載する。

## 修士課程における学位論文及び最終試験の審査体制と方法及び評価基準

本学学生は大部分が政府機関等からのミッドキャリアの派遣学生であるため、修士論文は政策形成能力の向上を目指すことを目的とし、各自の関心のある特定の政策的課題を取り上げ、各種の学際的学問分野(経済学、政治学、行政学、工学、及び学際領域)のディシプリンを用いた政策効果の分析及び政策評価等の政策分析を行っている。それぞれの教育プログラムにおいて、修士論文又は特定の課題についての研究を評価する際は、その特性に応じて、各種の学問的方法と学術論文としての記述法に照らして妥当な分析であるか否かを基準として評価を行うものとする。具体的な審査体制、方法及び評価基準は以下の通りとする。

### 審査体制

修士の審査体制は、プログラム・ディレクターが本学教員を2名以上(主査、副査、及び必要に応じてその他プログラム・ディレクターが指名する教員)修士課程委員会に推薦し、修士課程委員会が審査体制を最終決定する。

### 審査方法

修士審査は、特定の課題についての研究成果または修士論文の審査及び口述または筆記の最終試験により実施する。口述の最終試験は、学生による発表と質疑応答で構成するものとする。筆記の最終試験の問題は、審査する教員がプログラム・ディレクターと相談の上、出題するものとする。

なお、学位論文については、審査員はプログラムコミティ関係教員と相談の上、修士論文と特定の課題についての研究のどちらに合致しているかを確認した上で、修士審査を実施する。

### 評価基準

評価は以下の視点から、合否を判定する。

#### 修士論文

- (1) 政策的妥当性・重要性を持つ研究目的を設定していること
- (2) 独自の発見をしていること
- (3) 各学問分野で用いられる理論・実証分析手法を適用・拡張していること
- (4) 論理に一貫性があること

#### 特定の課題についての研究

- (1) 政策的妥当性・重要性を持つ研究目的を設定していること
- (2) 政策的に有用な提案や発見をしていること

- (3) 各学問分野で用いられる理論・実証分析手法を用いていること
- (4) 論理に一貫性があること

最終試験(口述または筆記)

- (1) 研究の内容について十分に説明できること
- (2) 先行研究に照らして独自の発見・貢献を説明できること
- (3) 研究成果の意義について説明できること

そのほか論文提出、論文発表会及びその他審査にかかる手続き等については、「本学修士課程学生に対する研究指導、履修指導並びに修士審査の概要」に記載する。